

# 平成28年度 事業報告書

## 1. 概況

近年、経済のグローバル化は着実な進展を見せている。日 EU 経済連携協定の合意に向けた交渉が進展しており、また、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、アセアン経済共同体などメガ FTA の創設や経済連携深化に向けた動きが、今後とも活発化していくことが予想される。

また、2014 年 11 月に採択された WTO 貿易円滑化協定は、貿易規則の透明性向上に関する措置や輸入手続の簡素化・迅速化に関する規則の整備等が含まれており、早期発効が期待されていたが、批准した WTO 加盟国・地域が本年 2 月 22 日に 112 となり、協定発効までに必要な批准国・地域数(110)を超え、発効した。

これらのメガ FTA 創設や WTO 貿易円滑化協定からより大きなメリットを享受するためにも、国際貿易取引等に係る各種手続の簡素化、電子化の推進は重要であり、ASEAN シングルウィンドウをはじめ国境を越えた電子データ交換のためのインフラ整備が進んでいるところである。経済のボーダーレス化の進展に伴う国際貿易の安全性と円滑化のためにも、国際貿易取引等にかかる各種手続の簡素化、電子化の推進がますます肝要となっている。

当協会は、昭和 49 年の創設以来、国連 CEFACT<sup>1</sup>の我が国唯一の窓口機関として、また、AFACT<sup>2</sup>の創設メンバーとして、国内外における貿易関係手続に関する国際標準化活動へ積極的に参画するとともに、我が国をはじめとする世界各国の貿易取引を巡る新たな制度等にかかる調査研究活動及び「日本輸出入者標準コード<sup>3</sup>」にかかる維持・管理業務を行ってきているところであるが、平成 28 年度に計画した各種事業についても、関係団体等のご協力を得て実施することができた。

---

<sup>1</sup> 国連 CEFACT は、国連 ECE/WP.4 (貿易手続簡素化作業部会) が平成 9 年 3 月に発展的に改組されたもので、現在の正式名称は、The United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business (貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター) という。改組当初は、『行政、商業、運輸に関する手続及び実務簡素化センター』(Centre for the Facilitation of Procedures and Practices in Administration, Commerce and Transport) と呼んでいたが、平成 12 年 3 月、略号の UN/CEFACT はそのまま、その名称のみが変更されている。

<sup>2</sup> AFACT は、Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business (貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会) といい、従来の「アジア EDIFACT ボード (ASEB)」が、平成 11 年 9 月の第 17 回ソウル会議において発展的に改組され、AFACT の略称はそのまま太平洋地域を加え、非政府組織として活動している。

<sup>3</sup> 日本輸出入者標準コードは、昭和 43 年、日本船主協会がコンテナ化に対応するため開発した輸出入者符号表(いわゆる「船協コード」)が前身であり、昭和 58 年から当協会が保守・管理を行っている。

## 2. 事業計画等の承認

平成 28 年度事業計画及び収支予算については、平成 28 年 3 月 1 日（火）に開催された第 9 回理事会において決議され、その後平成 28 年 3 月 24 日（木）に開催された第 6 回評議員会において承認された。

## 3. 事業別活動

### （1）広報等普及事業

平成 28 年度の広報等普及事業については、その具体的事業を①広報普及事業、②制度・電子化調査研究事業、及び③国際機関との連携推進事業に区分し、それぞれの事業を以下のとおり実施した。

#### イ 広報普及事業

- ① 国連 CEFACT が推進する貿易関係手続の電子化及び電子商取引のための国際標準化の動向、各種勧告、我が国及び諸外国の法令、手続き、政策の動向等の情報を収集し、当協会が発行する広報誌（「月刊 JASTPRO」、月 1 回発行）及びホームページ上に編集・掲載するとともに、当協会の賛助会員及びこれらの動向等に関心を有する関係団体・機関、企業等に幅広く配布した。また、当協会の窓口での閲覧等を可能とするとともに、希望者に対して無償で配布した。
- ② （一社）全国中小貿易業連盟が兵庫・大阪において開催する時局講演会（2 地区で約 220 名が参加）、その他関係団体が主催する会合等に、それぞれの要請に基づき講師を派遣し、国連 CEFACT の動向や貿易関係手続の簡素化・電子化等に関する説明を行った。
- ③ また、これまでの調査研究活動を通じ、貿易取引に関する「国際売買」、「物流（運送関連の保険を含む一連のサービス）」、「金融（決済と信用）」、そして「貿易管理（通関、貿易に関する規制など）」の 4 分野から構成される相互の関連性等について、これを分かり易く解説していくことが必要であるとの認識に立ち、早稲田大学の名誉教授で当協会調査委員会の委員長を長年務めている「椿弘次氏」にお願いし、「貿易の実務と理論」とのテーマにて、当協会の広報誌に連載（平成 26 年 9 月以降）した。

#### ロ 制度・電子化調査研究事業

平成 28 年度においては、制度・電子化調査研究事業として以下の 3 事業について、それぞれ実施した。

### ① アフリカにおける貿易取引等の電子化に関する調査

当協会は、平成 27 年度調査研究事業として、アフリカに焦点をあて同地域が高成長を続ける中で、多様な経済活動の拠点として、また消費マーケットとして注目を集め、多くの日本企業が事業展開を行っている状況等を踏まえ、アフリカでの貿易取引に関する電子化の状況等について調査を実施し、アフリカ 54 ヶ国の実態を報告書に要約するとともに、関係業界等にセミナーを開催し情報提供を行った。

平成 28 年度においては、前年度に調査したアフリカ各国が多重的に参加している「地域経済共同体」に焦点をあて調査を行った。その一環として、8 月にケニアで開催された TICAD VI（第 6 回 アフリカ開発会議）に併行して催された多くのサイド・イベントに担当者を派遣した。特にタンザニアを事務局とする東アフリカ共同体（EAC：East African Community）やボツワナを事務局とする南部アフリカ開発共同体（SADC：Southern African Development Community）は日本の企業の進出も多く、本年度の調査報告書は地域共同体での貿易手続と電子化の実態等、国境を越えて地場で広く活動をされている関係業界の方々をはじめ、多くの方々に関心をお持ちいただける情報提供になったと考える。

### ② TPP 協定の利活用促進のための調査とその情報提供(原産地手続等)

平成 28 年 2 月に TPP 協定が署名に至ったことから、TPP 協定の利活用促進のため、政府施策を念頭に原産地規則等に関する輸出入者への啓蒙・普及に向けた調査研究と関係企業等に対する情報提供を展開することを計画していた。しかしながら、TPP 協定の発効が当面見込めない状況となったことから、TPP 協定の利活用促進のための情報提供(原産地手続等)については、時期を待つこととした。

一方、我が国はすでに 15 の経済連携協定を締結している。貿易に関して経済連携協定のメリットを最大限享受するためには、協定ごとに定められている原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けられるための手続き等についての理解が求められ、専門家等による輸出入者への丁寧な説明が必要となる。そのため、原産地規則に関し、当協会のホームページへの論文、エッセイの掲載、業界団体への講演等を実施し、関係業界等へ情報発信を行った。

### ③ 国連 CEFACT 日本委員会の活動に対する支援

国連 CEFACT 日本委員会（JEC<sup>4</sup>）は、我が国において国連 CEFACT が開発する勧告や標準の普及・促進活動を支援するための組織として平成 2 年に関係業界団体、企業等により設立された（当協会が事務局）。

JEC は、総会を平成 28 年 7 月に、運営委員会を平成 28 年 6 月、同年 9 月及び平成 29 年 3 月にそれぞれ開催し、また、JEC の下部組織である「国連 CEFACT 標準促進委員会」

---

<sup>4</sup> JEC(UN/CEFACT Japan Committee)：平成 19 年 6 月 25 日開催の EDIFACT 日本委員会（JEC）総会において、JEC の略称はそのままとし、フルネームを国連 CEFACT 日本委員会に改称するとともに規約の一部改正を行い現在に至っている。

を平成 28 年 10 月、同年 11 月及び平成 29 年 3 月の 3 回にわたり開催した。当協会はその事務局として、国連 CEFACT 総会への対応の協議、国連 CEFACT が進める国際標準化に向けたプロジェクトや各種勧告（勧告第 1 号「貿易書類の国連レイアウトキイ」改定案、勧告第 36 号「シングルウィンドウ相互運用性」、勧告第 41 号「貿易円滑化における官民パートナーシップ」等の審議）に関する我が国関係業界の意見の集約等を実施するなど、所要の支援を行った。

なお、JEC の下には、当協会と関連が強い他の団体が事務局を務める「AFACT 旅行関連日本部会」及び「サプライチェーン情報基盤研究会」が設置されており、それぞれの活動が有効に機能するよう、各部会等が開催する委員会に可能な限り参画した。

## ハ 国際機関との連携推進事業

平成 28 年度においては、国連 CEFACT はもとより、我が国の貿易相手国としてのウエイトが高いアジア太平洋地域の各国が加盟する AFACT 会合のホスト国となり会合を日本で開催するなど以下の会合へ参加し、その概要を要約の上、当協会の広報誌やホームページに掲載するとともに、賛助会員をはじめ、関係団体・機関、企業等に幅広く情報提供に努めた。

### ① 国連 CEFACT 総会等への参加

国連 CEFACT の総会は、年一回、ジュネーブにて開催され、また同フォーラム会議は、春季と秋季の年 2 回開催（ジュネーブ等）されている。

平成 28 年度の総会及びフォーラムは、以下のとおり開催され、それぞれの会合に専門家等を派遣し、国際標準の策定に向けた各種プロジェクトの進捗状況等に関する情報を収集した。

#### ○第 22 回国連 CEFACT 総会（ジュネーブ・スイス）

：平成 28 年 4 月 21 日（木）～22 日（金）

《トピック》① 国連 CEFACT ビューロ副議長の追加選任

② 国連 CEFACT 規約改訂の承認

③ 国連 CEFACT 中期運営戦略「国連 CEFACT が目指す方向性」の承認

#### ○第 27 回国連 CEFACT フォーラム（ジュネーブ・スイス）

：平成 28 年 4 月 25 日（月）～29 日（金）

《トピック》① ビューロ体制の再編

② 国連持続可能な開発ゴール(SDGs)への国連 CEFACT 成果物の貢献

③ ミニコンファレンス方式の導入

#### ○第 28 回国連 CEFACT フォーラム（バンコック・タイ）

：平成 28 年 9 月 26 日（月）～30 日（金）

《トピック》① 国連 ESCAP ならびに国連アジア太平洋電子取引専門家ネットワーク (UNNeXT)との連携

② サプライチェーン参照データモデ

○第 29 回国連 CEFACT フォーラム (ジュネーブ・スイス)

: 平成 29 年 3 月 27 日 (月) ~31 日 (金)

《トピック》① 国連持続可能な開発ゴール(SDGs)に対応したミニコンファレンス

② UN/LOCODE コンファレンス

② 国連 CEFACT ビューロ議長との意見交換

平成 28 年 10 月 3 日(月)、国連 CEFACT のビューロ議長である Dr. Lance Thompson の来日の機会を捉え、同議長をゲストに迎え、平成 28 年度第 1 回国連 CEFACT 標準促進委員会が開催された。会議には国連 CEFACT 日本員会のメンバー等 17 名が参加し、同議長から国連 CEFACT 活動について個別具体的なプロジェクト等の説明が行われ、参加者からの国連 CEFACT 活動に関する要望と今後の国連 CEFACT における方向性について意見交換が行われた。

③ AFACT 会議の日本での開催

当協会は、AFACT の創設メンバーとしてこれまでも AFACT の諸活動に積極的に参画してきた。

AFACT は、毎年度メンバー各国がホスト役を交替により担当し、年 2 回、中間会合 (春季) と総会 (秋季) を開催している。平成 27 年 12 月にイランで開催された第 33 回総会において、平成 28 年度は日本をホスト国として開催することが決定し、中間会合を 5 月に浜松市「アクトシティ浜松 (コンgresセンター)」で、総会を 11 月に東京都「アルカディア市ヶ谷」で、それぞれ関係団体等の協力を得て実施した。

中間会合及び総会において、AFCAT 日本代表団長である当協会業務一部長が議長を務め、全体会合の進行等を行った。それぞれの会合の概要については、全体の概要はもとより、原産地証明書の電子化や旅行・観光等を検討内容とする「ビジネスドメイン委員会 (BDC)」、サプライチェーン関連標準の開発や最新技術動向への対応を検討内容とする「基礎技術・手法委員会 (TMC)」及び普及啓蒙活動への対応を検討内容とする「コミュニティ支援委員会 (CSC)」での活動概要等を当協会の広報誌へ掲載するとともに、ホームページにも公表し、当協会賛助会員をはじめ関係団体・機関、企業等に幅広く広報した。

【第 34 回 AFACT 中間会議 (浜松)】

: 平成 28 年 5 月 23 日 (月) ~25 日 (水)

《トピック》

○第 22 回国連 CEFACT 総会及び第 27 回国連 CEFACT フォーラムでの活動概要報告

○サプライチェーンマネジメント EDI を拡張した新技術への対応

【第 34 回 AFACT 総会 (東京)】

: 平成 28 年 11 月 7 日 (月) ~9 日 (水)

《トピック》

- AFACT/国連 ECE 間での相互協力のための覚書 (MoU) 締結の推進
- 平成 29 年度 HOST を台湾とすることに決定
- Capacity Building Workshop (AFACT-国連 ESCAP 共催) の開催

#### ④ 国連 CEFACT アジア太平洋地域ラポータ<sup>5</sup>活動への支援

国連 CEFACT は、国連の場で合意された国際標準や諸勧告を世界的に普及・促進等を図るべく、各地域にラポータを選任し活動を展開している（現状はアフリカとアジア・太平洋の 2 地域）。

当協会の業務一部長は、平成 27 年 2 月に開催された第 21 回国連 CEFACT 総会において、AFACT 加盟各国からの強い要請を受けアジア・太平洋地域ラポータに任命（2 年間）された<sup>6</sup>。

当協会においては、アジア・太平洋地域における貿易関係手続の簡素化及び電子化の推進が我が国にとっても重要であるとの認識に立ち、国連 CEFACT とアジア・太平洋地域との懸け橋として、同ラポータが行う貿易関係手続の円滑化と電子ビジネスの普及・促進に向けた諸活動を全面的に支援した。

#### ⑤ APTFF への参加

国連 ESCAP は、アジア開発銀行の協賛により、アジア太平洋地域の貿易円滑化と電子化を促進するため、平成 21 年以降毎年秋季に、APTFF (Asia-Pacific Trade Facilitation Forum : アジア・太平洋貿易円滑化フォーラム) を開催しており職員を派遣してきているが、平成 28 年度は APTFF の開催はなかった。

## (2) 日本輸出入者標準コード事業

日本輸出入者標準コード（以下、「JASTPRO コード」という。）は、我が国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードであり、NACCS の利用者（税関、通関業者、船会社、航空会社、倉庫業者、運送業者、銀行等）は、この JASTPRO コードを入力することにより、貿易業者名等を識別して入出力や検索が可能となっている。

財務省・関税局は、平成 29 年 10 月の NACCS 第 6 次更改に併せ、それ以降の税関長に提出する輸出入申告等においては、国税庁が通知する「法人番号」に一本化する旨公表した。

法人番号は、当該企業名等の表記方法が「和文表記」であり、一方、輸出入申告手続を受付ける NACCS は、「英文表記」であることを要件とするため、NACCS で法人番号を使用するためには「和文表記」を「英文表記」に変換する必要がある。このため当協会は、NACCS セ

---

<sup>5</sup> ラポータとは、フランス語の Rapporteur の英語読みで、国際会議等で特定任務のために任命される専門家のことで、任務の遂行状況を当該会議に報告する役割を負う。現在、国連 CEFACT では、アジア太平洋地域とアフリカ地域にラポータ 2 名が任命されている。

<sup>6</sup> 平成 29 年 4 月にジュネーブで開催された第 23 回国連 CEFACT 総会において、後任のアジア・太平洋地域のラポータとして Urachada Ketprom 氏（タイ）が任命（任期 2 年）された。

ンターからの要請を受け、JASTPRO コード（英文表記）と法人番号とを紐付け（利用者が従来どおり JASTPRO コードを入力すれば、NACCS は英文表記と法人番号が対応した形で受理できる）するため、平成 28 年 3 月以降、NACCS センターはもとより関係 3 団体（日本通関業連合会、航空貨物運送協会、国際フレイトフォワードーズ協会）の協力を得て、JASTPRO コードを取得している輸出入者等（約 9 万 3 千社）に対し案内を送付し、「法人番号登録申請書」の提出を受けて、紐付け作業を実施してきた。また、本年 1 月から 3 月にかけて案内に対し回答のない者（案内が届かず返送されてしまった者を除く。）約 3 万社に対し再度案内を送付し、紐付け作業を実施している。平成 29 年 3 月末現在、約 6 万 6 千社について紐付け作業が終了した。

### （3）その他の事業

#### イ セミナー等開催事業

平成 28 年度に計画した TPP 関連のセミナーは、本年 1 月 TPP 協定について米国が離脱を表明し、早期の協定の発効が期待できないことから、開催を延期することとし、国際情勢を踏まえ、より時宜にかなった内容で実施すべく調整中である。

#### ロ 技術協力への支援事業

経済のグローバル化が進展し種々の経済連携協定が結ばれる中で、国際貿易関係手続の効率化、簡素化及び電子化は、一国だけで達成することは不可能であり、緊密な国際協力が必要不可欠である。このような状況下において、JASTPRO に対し、WCO（世界税関機構）が実施している技術協力事業（受入研修）・国際啓蒙活動（講師派遣）、JICA が実施している途上国税関職員に対する研修等への協力（講師派遣）要請等があった。これらの技術協力事業への支援・協力は、国際的に貿易関係手続の簡易化を推進し、ひいては途上国における日系企業の貿易活動の促進にも裨益するものであることから、積極的に当協会業務二部長を派遣し、支援・協力を行った。主な支援・協力は以下のとおり。

○JICA 技術協力受入研修での講演（千葉県柏市）

：平成 29 年 1 月 16 日（月）

《トピック》 特恵原産地規則における世界的傾向

○税関研修所主催関税技術協力研修での講演（千葉県柏市）

：平成 29 年 1 月 16 日（月）

《トピック》 原産地規則の専門家として

○WCO 主催 HS 改正に伴う特恵原産地規則の更新に関するワークショップでの講演（ブリュッセル・ベルギー）

：平成 29 年 2 月 7 日（火）

《トピック》 Business Sector's Opinion – HS revision and Transposition of PSRs

## ハ 受託調査事業

平成 28 年度については、当協会が実施可能なテーマでの調査事業のオファーがなかったため、受託調査事業は実施しなかった。

以上